

平成23年7月19日14時00分現在

平成23年（2011年）東日本大震災の被害状況及び対応について（第88報）

厚生労働省
※下線部が前回からの変更点

<水道関係抜粋>

2 厚生労働省関係の災害情報及び対応状況

（5）水道の被害状況（7月19日11時00分現在）

→復旧状況の経過等は別紙3「水道の被害状況」参照

①被害状況

3県で少なくとも4.8万戸で断水被害が生じている状況（7月15日11時00分時点では4.8万戸断水）^{※1}。このうち、約4.7万戸については津波により家屋等が流出した地域における断水被害。これらの地域では、復興に合わせて水道も復旧・整備する予定。これまでに復旧した総数^{※2}は225万戸（前回では、225万戸）

※1 4月8日以降は、3月11日の本震等によるものに、4月7日、4月11日及び4月12日の余震によるものを加えた

※2 復旧戸数については、3月11日の本震等で断水しその後復旧したものが、4月7日、4月11日及び4月12日の余震で再び断水し復旧した場合、重複して計上している場合がある

②応急給水・復旧への対応（日本水道協会による対応等）

- ・日本水道協会及び各都市の技術職員を派遣し、被災市町村の断水調査、応急復旧計画の策定などの支援活動を実施（全国の水道事業者による給水車の派遣、応急給水も継続）
- ・今回の震災により破損した水道施設の復旧作業を迅速かつ円滑に進めるため、関係者で構成する東日本大震災水道復旧対策特別本部を設置

【構成団体・機関】

（社）日本水道協会（日水協）、全日本水道労働組合（全水道）、全日本自治団体労働組合（自治労）、全国簡易水道協議会（簡水協）、（社）日本水道工業団体連合会（水団連）、全国管工事業協同組合連合会（全管連）、（財）水道技術研究センター、厚生労働省（健康局水道課）

[3月20日第1回会合] 特別本部設置を決定し、被災地の応急給水、水道の復旧について情報交換

[3月26日第2回会合] 応援給水や水道復旧のための技術者派遣や車両の燃料調達方法について情報交換し、必要な改善方を検討

[4月5日第3回会合] 現地の復旧の進捗状況について情報交換し、水道水中の放射性物質のモニタリングについて意見交換

[4月22日第4回会合] 現地の復旧の進捗状況について情報交換し、津波による被災地域の復興方策及び水道水における放射性物質対策について意見交換

[5月13日第5回会合] 5月8～11日に派遣された水道関係者による現地調査団から現地の状況や被災事業者の取組み状況等について報告、

今後の復旧・復興への支援策や課題について意見交換

- ・被災地の水道施設の被災状況や復旧状況を把握し、今後の復旧・復興計画や施策に反映するため、学識経験者、日水協、水団連、主要都市の水道事業者、厚生労働省等で構成する調査団を岩手県、宮城県及び福島県に派遣（5月8日～11日）

（9）原発事故関係

→これまでの経過等は別紙6「原発事故関係」参照

②水道の対応

- 原発事故に伴い、放射性物質に対する水道の対応について、
 - ①指標値（放射性ヨウ素300Bq/kg、放射性セシウム200Bq/kg）を超過する水道水は飲用を控えること。放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かす等乳児による水道水の摂取を控えること
 - ②生活用水としての利用には問題がないこと
 - ③代替となる飲用水がない場合は飲用しても差し支えないこと
- 等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者等に対して通知（3月19日、21日）
- 水道水中の放射性物質は、降雨後に高い濃度で検出される傾向があるため、水道水の供給に支障のない範囲で、降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆盖など対処可能な方策を検討するよう各水道事業者等へ通知（3月26日）
- 厚生労働省において水道水中の放射性物質の検出結果について整理し、公表するため、関係する都県の水道行政担当部局長に、検査主体にかかわらず、管内の水道事業等における検出結果についての定期的な報告を依頼（3月31日）
- 水道水中の放射性物質に関する指標等について、①当分の間、現行の指標等を維持すること、②水道水中の放射性物質のモニタリング方針、③検査結果に基づく摂取制限の要否の判断及び摂取制限の解除の考え方等を公表するとともに、各水道事業者等へ通知（4月4日）
- 厚生科学審議会生活環境水道部会を開催し、原子力発電所の事故を受けた水道水中の放射性物質に関する取組を報告、審議し、「水道水における放射性物質対策検討会」の設置を決定（4月19日）
- 食品・水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定・実施状況について、関係都県の報告を基に厚生労働省で取りまとめた内容を関係都県に通知（4月28日）
- 水道水における放射性物質対策検討会の開催
 - ・水道水における放射性物質対策検討会（第1回）を開催し、取組状況を報告するとともに、水道水への放射性物質の影響メカニズムを検討（4月25日）
 - ・水道水における放射性物質対策検討会（第2回）を開催し、水道水への放射性物質の影響メカニズム、水道水中の放射性物質の低減方策、及びモニタリング結果を踏まえた中長期的な取組みについて検討（5月26日）

- ・水道水における放射性物質対策検討会（第3回）を開催し、放射性物質の水道水への影響メカニズムや水道水中の放射性物質の低減方策に関する「水道水における放射性物質対策中間とりまとめ」について検討（6月13日）
- ・「水道水における放射性物質対策中間とりまとめ」を公表（6月21日）

○原子力災害対策本部が「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」をとりまとめたことを踏まえ、浄水発生土について本考え方に沿った適切な取扱いがなされるよう関係都県及び水道事業者等に通知（6月16日）

○「水道水における放射性物質対策検討会」の中間とりまとめを踏まえて、水道水中の放射性物質の低減方策について適切に取り組むよう関係都県及び水道事業者等に通知（6月21日）

○厚生科学審議会生活環境水道部会を開催し、「水道水における放射性物質対策検討会」の中間とりまとめを踏まえ、東日本大震災に係る水道関係の最近の動き等について報告、審議するとともに、今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針について審査し、了承。同日、モニタリング方針を各水道事業者等へ通知（6月30日）

○水道水の放射性物質の調査結果を公表（直近発表過去1回分）

[7月15日]福島県内95データ及び福島県以外987データ

【直近調査結果状況】7月15日に入手した1,082データのうち指標等超過0件

○調査結果に基づき以下のとおり対応

- ・現時点で乳児または一般における摂取制限を行っている水道事業はない

(10) 夏期の電力需給対策関係

- ・東京電力及び東北電力の電力供給区域を管轄する労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に、夏期の節電に取り組む労働者や事業主からの相談に対応するため、緊急相談窓口を開設（5月13日）
- ・節電対策の一環として活用可能と考えられる労働時間制度等に関する労働基準関係法令の内容及び留意点をまとめたパンフレットを作成し、労働局に送付するとともに、関係事業主団体等へ内容の周知を指示（5月13日）
- ・電力需給緊急対策本部において取りまとめられた夏期の電力需給対策を受けた事務所の室内温度、照度及び換気の取扱いについて、労働局に通知するとともに、関係団体へ内容の周知を要請（5月20日）
- ・電力需給緊急対策本部において取りまとめられた夏期の電力需給対策を踏まえ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物の維持管理（室内温度及び換気）の取扱いについて各都道府県等へ通知（5月20日）
- ・「節電に向けた労働時間の見直し等に関するQ & A」を作成し、都道府県労働局に送付するとともに、厚生労働省HPにて公表（5月30日）
- ・1ヶ月を超え1年以内の期間の変形労働時間制に関する労使協定について、平成23年夏期の節電対策のための期間途中での変更や解約が、一定の要件の下で可能であることを都道府県労働局に通知（5月31日）
- ・一定の要件を満たすフレックスタイム制を採用している事業場で、節電対策のために

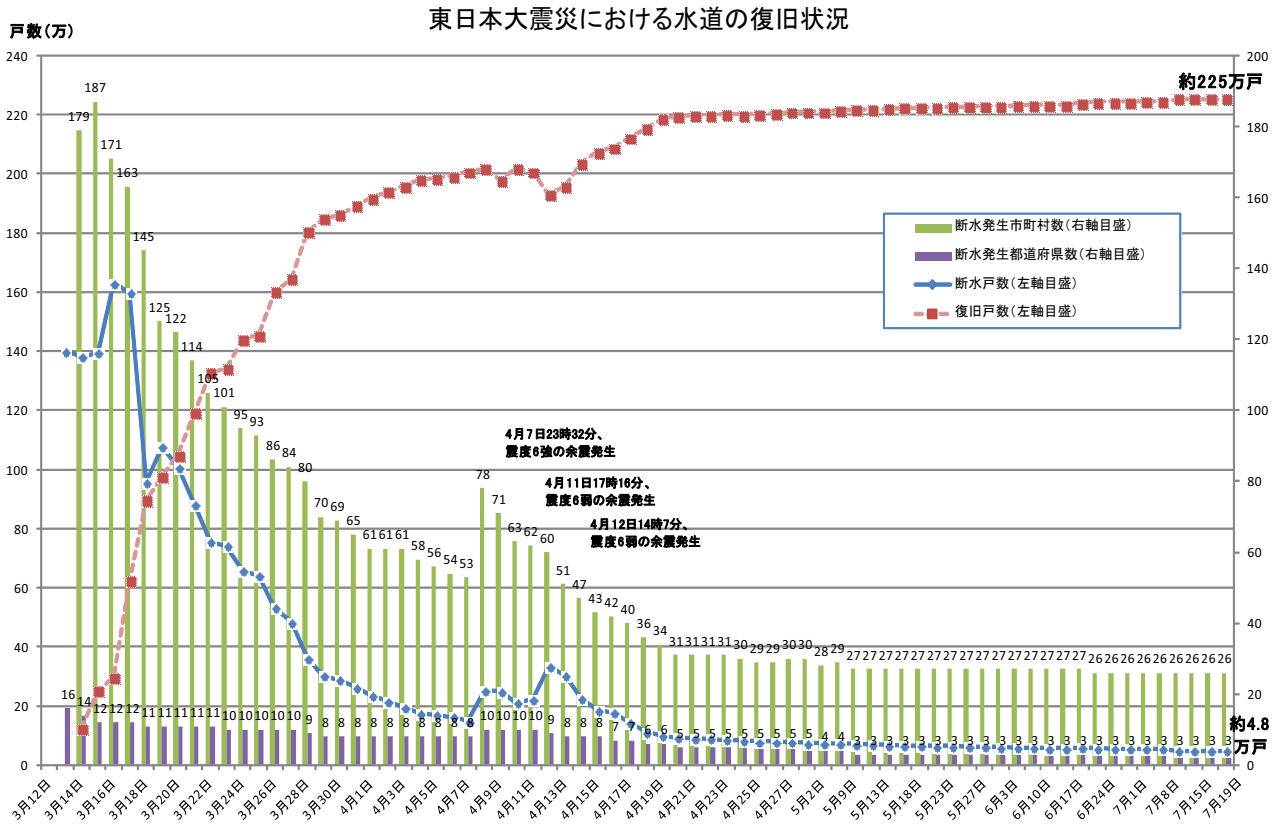
休日を土日から平日に変更する場合における時間外労働となる時間の計算方法の取扱いについて、都道府県労働局に通知（6月21日）

- ・ 土日等の介護・障害福祉サービス等の需要に対し、適切な介護・障害福祉サービス等を確保するため、ケアプラン・サービス利用計画の変更や、土日等におけるサービス提供等の対応について、都道府県等に連絡（6月21日）
- ・ 土日にサービス提供を行う障害福祉サービス等の事業所に対し、障害者自立支援対策臨時特例基金を活用し、送迎を実施するため経費及び運営費の助成を実施することを都道府県等に連絡（6月30日）
- ・ 電力需給バランスが悪化した場合に実施される計画停電による休業について、労使が十分に話し合い休業に伴う労働者の不利益を回避するよう努力することが重要であること等の事業場への周知について都道府県労働局に通知（7月14日）
- ・ 電力需要の急増や発電所のトラブル等による計画停電や大規模停電の発生を想定し、水道施設における適切な対応と、断水発生等の速やかな報告を東京電力及び東北電力管内の各都県水道行政担当部及び水道事業者等に依頼（7月19日）

【水道の被害状況】

平成23年7月19日11時00分現在

①復旧状況の経過



②県別の被害状況について

1) 岩手県 <21,116戸断水 (うち家屋等流出地域 全て) >

市町村等	断水戸数			復旧戸数
	総数	→ 現時点	うち家屋等流出地域	
大船渡市	15,600戸	2,600戸	全て	13,000戸
陸前高田市	8,000戸	3,662戸	応急給水中	4,338戸
釜石市	13,604戸	4,779戸	応急給水中	8,825戸
大槌町	5,605戸	3,108戸	応急給水中	2,497戸
宮古市	21,388戸	3,459戸	全て	17,929戸
山田町	6,000戸	3,000戸	全て	3,000戸
岩泉町	188戸	40戸	全て	148戸
田野畑村	395戸	182戸	全て	213戸
野田村	801戸	331戸	全て	470戸

復旧済み

盛岡市、岩手町、滝沢村、雫石町、葛巻町、矢巾町、紫波町、花巻市、遠野市、北上市、西和賀町、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、久慈市、普代村、洋野町、二戸市、一戸町、一関市

2) 宮城県 <22,362戸断水（うち家屋等流出地域 21,705戸）>

市町村等	総数	断水戸数		うち家屋等 流失地域	復旧戸数
		→	現時点		
仙台市	209,500戸		1,700戸	全て	207,800戸
気仙沼市	25,809戸		6,182戸	全て	19,627戸
女川町	3,049戸		1,849戸	全て	1,200戸
岩沼市	15,979戸		609戸	全て	15,370戸
名取市	9,200戸		2,200戸	全て	7,000戸
亘理町	11,847戸		503戸	全て	11,344戸
七ヶ浜町	6,518戸		150戸	全て	6,368戸
山元町	5,453戸		1,388戸	全て	4,065戸
石巻広域水道 (石巻市、東松島市)	75,673戸		4,085戸	応急給水中	71,588戸
南三陸町	5,066戸		3,696戸	応急給水中。 また、生活用 水として650戸 仮通水	1,370戸

復旧済み 村田町、角田市、松島町、白石市、涌谷町、丸森町、大河原町、大和町、大衡村、富谷町、川崎町、利府町、色麻町、蔵王町、加美町、美里町、登米市、栗原市、大郷町、大崎市、柴田町、七ヶ宿町、塩竈市、多賀城市

3) 福島県 <4,278戸断水（うち家屋等流出地域 4,208戸）>

市町村等	総数	断水戸数		うち家屋等 流失地域	復旧戸数
		→	現時点		
福島市	111,000戸		19戸		110,981戸
南相馬市	17,500戸		500戸	496戸	17,000戸
いわき市	130,000戸		432戸	全て	129,448戸
相馬地方水道企業団 (相馬市、新地町)	20,940戸		3,200戸	全て	17,740戸
双葉地方水道企業団 (広野町の区域)	2,164戸		127戸	80戸	2,037戸

復旧済み 福島地方水道用水供給事業、白河地方水道用水供給企業団、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、玉川村、三春町、小野町、平田村、中島村、棚倉町、矢祭町、会津若松市、猪苗代町、国見町、天栄村、泉崎村、田村市、白河市、西郷村、郡山市、須賀川市、鏡石町、飯舘村、鮫川村、矢吹町

※双葉地方水道企業団（双葉町、大熊町、富岡町及び楢葉町の区域）、南相馬市の一部、浪江町及び葛尾村は、避難指示等により被害調査等の活動を停止中

◎区域内のすべての水道が復旧済みの都道県

北海道、青森県、秋田県、山形県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、

神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、茨城県

※（家屋等流失地域）については、津波により家屋等が流失した地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定として報告のあったものを記載

※（応急給水中）については報告のあったもののみ記載

【原発事故関係】

○原発事故に伴う水道・食品の対応

【水道】

- ・ 原発事故に伴い、放射性物質に対する水道の対応について、
 - ①指標値（放射性ヨウ素300Bq/kg、放射性セシウム200Bq/kg）を超過する水道水は飲用を控えること。放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かす等乳児による水道水の摂取を控えること
 - ②生活用水としての利用には問題がないこと
 - ③代替となる飲用水がない場合は飲用しても差し支えないこと等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者等に対して通知（3月19日、21日）
- ・ 水道水中の放射性物質は、降雨後に高い濃度で検出される傾向があるため、水道水の供給に支障のない範囲で、降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆蓋など対処可能な方策を検討するよう各水道事業者等へ通知（3月26日）
- ・ 厚生労働省において水道水中の放射性物質の検出結果について整理し、公表するため、関係する都県の水道行政担当部局長に、検査主体にかかわらず、管内の水道事業等における検出結果についての定期的な報告を依頼（3月31日）
- ・ 水道水中の放射性物質に関する指標等について、①当分の間、現行の指標等を維持すること、②水道水中の放射性物質のモニタリング方針、③検査結果に基づく摂取制限の要否の判断及び摂取制限の解除の考え方等を公表するとともに、各水道事業者等へ通知（4月4日）
- ・ 厚生科学審議会生活環境水道部会を開催し、原子力発電所の事故を受けた水道水中の放射性物質に関する取組を報告、審議し、「水道水における放射性物質対策検討会」の設置を決定（4月19日）
- ・ 水道水における放射性物質対策検討会（第1回）を開催し、取組状況を報告するとともに、水道水への放射性物質の影響メカニズムを検討（4月25日）
- ・ 食品・水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定・実施状況について、関係都県の報告を基に厚生労働省で取りまとめた内容を関係都県に通知（4月28日）
- ・ 水道水における放射性物質対策検討会（第2回）を開催し、水道水への放射性物質の影響メカニズム、水道水中の放射性物質の低減方策、及びモニタリング結果を踏まえた中長期的な取り組みについて検討（5月26日）
- ・ 水道水における放射性物質対策検討会（第3回）を開催し、放射性物質の水道水への影響メカニズムや水道水中の放射性物質の低減方策に関する「水道水における放射性物質対策中間とりまとめ」について検討（6月13日）
- ・ 「水道水における放射性物質対策中間とりまとめ」を公表（6月21日）
- ・ 原子力災害対策本部が「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」をとりまとめたことを踏まえ、浄水発生土について本考え方に沿った適切な取扱いがなされるよう関係都県及び水道事業者等に通知（6月16日）
- ・ 「水道水における放射性物質対策検討会」の中間とりまとめを踏まえて、水道水中の放射性物質の低減方策について適切に取り組むよう関係都県及び水道事業者等に通知（6月21日）
- ・ 厚生科学審議会生活環境水道部会を開催し、「水道水における放射性物質対策検討会」の中間とりまとめを踏まえ、東日本大震災に係る水道関係の最近の動き等について報

告、審議するとともに、今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針について審査し、了承。同日、モニタリング方針を各水道事業者等へ通知（6月30日）

・水道水の放射性物質の調査結果について公表

[3月19日]福島県川俣町等県内6カ所

[3月21日]福島県飯舘村

[3月21日]福島県内7カ所

[3月22日]福島県内77カ所（3月21日調査）及び6カ所（3月16日～19日調査）

[3月23日]福島県内5カ所及び東京都内3カ所

[3月23日]茨城県内7カ所

[3月24日]千葉県内3カ所及び福島県内4カ所

[3月24日]茨城県内19カ所

[3月25日]栃木県宇都宮市

[3月25日]福島県内15カ所

[3月25日]茨城県内38カ所及び千葉県内1カ所

[3月26日]福島県内12カ所

[3月27日]福島県内16カ所及び千葉県内6カ所

[3月28日]福島県内13カ所及び千葉県内6カ所

[3月29日]福島県内67カ所

[3月29日]福島県内46カ所

[3月29日]福島県内49カ所

[3月30日]福島県内14カ所

[3月30日]福島県内133カ所

[3月31日]福島県内73カ所

[3月31日]福島県内13カ所

[4月1日]福島県内76カ所

[4月2日]福島県内109カ所

[4月3日]福島県内129カ所

[4月4日]福島県内119カ所

[4月5日]福島県内17データ及び福島県以外96データ

[4月6日]福島県内64データ及び福島県以外91データ

[4月6日]福島県内40データ

[4月7日]福島県内114データ及び福島県以外246データ

[4月8日]福島県内72データ及び福島県以外641データ

[4月9日]福島県内141データ及び福島県以外45データ

[4月10日]福島県内92データ及び福島県以外45データ

[4月11日]福島県内113データ及び福島県以外287データ

[4月12日]福島県内93データ及び福島県以外248データ

[4月13日]福島県内104データ及び福島県以外102データ

[4月14日]福島県内77データ及び福島県以外514データ

[4月15日]福島県内107データ及び福島県以外174データ

[4月16日]福島県内51データ及び福島県以外45データ

[4月17日]福島県内109データ及び福島県以外45データ

[4月18日]福島県内112データ及び福島県以外270データ

[4月19日]福島県内106データ及び福島県以外171データ

[4月20日]福島県内60データ及び福島県以外230データ

[4月21日]福島県内122データ及び福島県以外213データ
[4月22日]福島県内141データ及び福島県以外287データ
[4月23日]福島県内93データ及び福島県以外45データ
[4月24日]福島県内84データ及び福島県以外45データ
[4月25日]福島県内106データ及び福島県以外190データ
[4月26日]福島県内81データ及び福島県以外739データ
[4月27日]福島県内109データ及び福島県以外209データ
[4月28日]福島県内78データ及び福島県以外201データ
[4月29日]福島県内117データ
[4月30日]福島県内85データ
[5月1日]福島県内104データ
[5月2日]福島県内87データ及び福島県以外493データ
[5月3日]福島県内92データ
[5月4日]福島県内69データ
[5月5日]福島県内108データ
[5月6日]福島県内79データ
[5月7日]福島県内112データ
[5月8日]福島県内98データ
[5月9日]福島県内119データ及び福島県以外817データ
[5月10日]福島県内83データ
[5月11日]福島県内102データ
[5月12日]福島県内87データ
[5月13日]福島県内106データ及び福島県以外1,043データ
[5月14日]福島県内88データ
[5月15日]福島県内94データ
[5月16日]福島県内66データ
[5月17日]福島県内109データ
[5月18日]福島県内85データ
[5月19日]福島県内106データ
[5月20日]福島県内116データ及び福島県以外1,198データ
[5月21日]福島県内103データ
[5月22日]福島県内88データ
[5月23日]福島県内137データ
[5月24日]福島県内84データ
[5月25日]福島県内78データ
[5月26日]福島県内84データ
[5月27日]福島県内109データ及び福島県以外1,044データ
[5月28日]福島県内86データ
[5月29日]福島県内106データ
[5月30日]福島県内94データ
[5月31日]福島県内95データ
[6月1日]福島県内90データ
[6月2日]福島県内106データ
[6月3日]福島県内86データ及び福島県以外1,029データ
[6月4日]福島県内75データ

[6月 5日]福島県内109データ
 [6月 6日]福島県内61データ
 [6月 7日]福島県内117データ
 [6月 8日]福島県内159データ
 [6月 9日]福島県内114データ
 [6月10日]福島県内106データ及び福島県以外1, 178データ
 [6月11日]福島県内101データ
 [6月12日]福島県内106データ
 [6月13日]福島県内82データ
 [6月14日]福島県内109データ
 [6月15日]福島県内88データ
 [6月16日]福島県内106データ
 [6月17日]福島県内90データ及び福島県以外1, 104データ
 [6月18日]福島県内101データ
 [6月19日]福島県内92データ
 [6月20日]福島県内106データ
 [6月21日]福島県内87データ
 [6月22日]福島県内107データ
 [6月23日]福島県内86データ
 [6月24日]福島県内109データ及び福島県以外996データ
 [6月25日]福島県内90データ
 [6月26日]福島県内92データ
 [6月27日]福島県内75データ
 [6月28日]福島県内87データ
 [6月29日]福島県内112データ
 [6月30日]福島県内92データ
 [7月 1日]福島県内108データ及び福島県以外1, 208データ
 [7月 2日]福島県内97データ
 [7月 3日]福島県内84データ
 [7月 4日]福島県内98データ
 [7月 5日]福島県内97データ
 [7月 6日]福島県内95データ
 [7月 7日]福島県内95データ
 [7月 8日]福島県内96データ及び福島県以外1, 096データ
 [7月 9日]福島県内98データ
 [7月10日]福島県内99データ
 [7月11日]福島県内92データ
 [7月12日]福島県内105データ
 [7月13日]福島県内83データ
 [7月14日]福島県内102データ
 [7月15日]福島県内95データ及び福島県以外987データ

【直近調査結果状況】7月15日に入手した1,082データのうち指標等超過0件

・調査結果に基づき以下のとおり対応

	水道事業者等	乳児	一般
--	--------	----	----

		開始	解除	開始	解除
福島県	飯舘村飯舘簡易水道事業（飯舘村）	3/21	5/10	3/21	4/1
	伊達市月舘簡易水道事業（伊達市）	3/22	3/26		
		3/27	4/1		
	川俣町水道事業（川俣町）	3/22	3/25		
	郡山市上水道事業（郡山市）	3/22	3/25		
	南相馬市原町水道事業（南相馬市）	3/22	3/30		
	田村市水道事業（田村市）	3/22	3/23		
		3/26	3/28		
いわき市水道事業（いわき市）	3/23	3/31			
茨城県	東海村上水道事業（東海村）	3/23	3/26		
	水府地区北部簡易水道事業（常陸太田市）	3/23	3/26		
	北茨城市上水道事業（北茨城市）	3/24	3/27		
	日立市水道事業（日立市）	3/24	3/26		
	笠間市上水道事業（笠間市）	3/24	3/27		
	古河市水道事業（古河市）	3/25	3/25		
	茨城県南水道企業団上水道事業（取手市）	3/25	3/26		
栃木県	宇都宮市上水道事業（宇都宮市）	3/25	3/25		
	野木町水道事業（野木町）	3/25	3/26		
千葉県	千葉県水道事業 （ちば野菊の里浄水場、栗山浄水場）	3/23	3/25		
	（柏井浄水場（東側施設））	3/26	3/27		
	北千葉広域水道用水供給事業	3/23	3/26		
	印旛広域水道用水供給事業	3/26	3/27		
東京都	東京都水道事業（23区5市）	3/23	3/24		

※「乳児」は乳児による摂取制限、「一般」は住民による摂取制限を示す

また、「開始」「解除」はそれぞれ当該摂取制限及び広報の開始、解除を示す

※現時点で乳児または一般における摂取制限を行っている水道事業はない